

二十六 租税公課

改 正 後	改 正 前
(外国等が課する罰金又は料料に相当するもの) 8－5－7 法第 55 条第 4 項第 1 号《不正行為等に係る費用等の損金不算入》 …… (注) ……	(外国等が課する罰金又は料料に相当するもの) 8－5－7 法第 38 条第 2 項第 5 号《法人税額等の損金不算入》…………… …… (注) ……

二十七 貸倒損失

改 正 後	改 正 前
(金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ) 8－6－1 …… (1) …… (2) 会社法の規定による特別清算に係る協定の認可の決定があった場合において、この決定…………… (3) …… (4) ……	(金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ) 8－6－1 …… (1) …… (2) 商法の規定による特別清算に係る協定の認可又は整理計画の決定があった場合において、これらの決定…………… (3) …… (4) ……

二十八 圧縮記帳の通則

改 正 後	改 正 前
(特別勘定の経理) 9－1－1 法第 43 条及び第 48 条《国庫補助金等に係る特別勘定の金額の損金算入等》に規定する特別勘定の経理は、積立金として積み立てる方法のほか、仮受金等として経理する方法によることもできるものとする。	(特別勘定の経理) 9－1－1 法第 43 条及び第 48 条《国庫補助金等に係る特別勘定の金額の損金算入等》に規定する特別勘定の経理は、損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法又は確定した決算において利益若しくは剰余金の処分により目的積立金として積み立てる方法のいずれによってもよいのであるが、これらの方法のほ

(資産につき除却等があった場合の<u>積立金</u>の取崩し) 9 - 1 - 2 <u>積立金</u> <u>積立金の額</u> (注) (<u>積立金</u>の任意取崩しの場合の償却超過額等の処理) 9 - 1 - 3 <u>積立金</u> <u>積立金の額</u> <u>積立金</u> <u>積立金の額</u> (圧縮記帳の適用を受けた固定資産の移転を受けた場合の取得価額) 9 - 1 - 4 <u>積立金</u>	か、仮受金等として経理する方法によることもできるものとする。 (資産につき除却等があった場合の<u>引当金等</u>の取崩し) 9 - 1 - 2 <u>引当金又は目的積立金</u> <u>引当金勘定の金額又は目的積立金の額</u> (注) (<u>引当金等</u>の任意取崩しの場合の償却超過額等の処理) 9 - 1 - 3 <u>引当金又は目的積立金</u> <u>引当金勘定の金額又は目的積立金の額</u> <u>引当金又は目的積立金</u> <u>引当金勘定の金額又は目的積立金の額</u> (圧縮記帳の適用を受けた固定資産の移転を受けた場合の取得価額) 9 - 1 - 4 <u>引当金又は目的積立金</u>
---	---

二十九 連結事業年度の連結欠損金

改 正 後	改 正 前
(名義株がある場合の特定資本関係の判定) 11 - 1 - 3 株主名簿、社員名簿又は定款に記載又は記録されている株主等 (注)	(名義株がある場合の特定資本関係の判定) 11 - 1 - 3 株主名簿又は社員名簿に記載されている株主等 (注)

三十 会社更生法等による債務免除等があった場合の欠損金

改 正 後	改 正 前
(前連結事業年度以前の連結事業年度から繰り越された個別欠損金額の合計額) 11-2-2連結個別利益積立金額及び連結個別資本金等の額の計算に関する明細書..... (債務の免除を受けた更生債権等の範囲) 11-2-3更生債権者等に交付した募集株式若しくは設立時募集株式又は募集新株予約権（以下「募集株式等」という。）の割当てを受ける権利について当該募集株式等の引受けの申込みをしなかったためこれらの権利を失うこととなった場合などは含まれない。 (債務の免除以外の事由による消滅の意義) 11-2-6 法第59条第1項第1号又は第2項第1号《会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入》に規定する「当該債権が債務の免除以外の事由により消滅した場合」とは、次に掲げるような場合がこれに該当する。 (1) 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（以下11-2-6において「更生特例法」という。）の規定により、法第59条第1項第1号に規定する債権を有する者が、更生計画の定めに従い、同項に規定する内国法人に対して募集株式若しくは募集新株予約権の払込金額又は出資額若しくは基金の拠出の額の払込みをしたものとみなされた場合 (2) 会社更生法又は更生特例法の規定により、法第59条第1項に規定する内国法人が、更生計画の定めに従い、同項第1号に規定する債権を有する者に対	(前連結事業年度以前の連結事業年度から繰り越された個別欠損金額の合計額) 11-2-2連結個別利益積立金額及び連結個別資本積立金額の計算に関する明細書..... (債務の免除を受けた更生債権等の範囲) 11-2-3更生債権者等に交付した新株の引受権若しくは新株予約権の引受権又は出資引受権若しくは基金の拠出の引受権について払込期日までに払込みがなかったためこれらの引受権が失効することとなった場合は含まれない。 (新 設)

して当該債権の消滅と引換えに、株式若しくは新株予約権の発行又は出資の
受入れ若しくは基金の拠出の割当てをした場合

- (3) 法第59条第2項に規定する内国法人が、同項第1号に規定する債権を有する者から当該債権の現物出資を受けることにより、当該債権を有する者に対して募集株式又は募集新株予約権を発行した場合

三十一 組織再編成に係る連結所得の金額の計算の通則

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<u>(抱き合わせ株式に株式等を割り当てなかった場合)</u> <u>12-1-3 連結法人が合併法人となる合併又は分割承継法人となる分割型分割を行った場合に、当該連結法人が被合併法人の株式(出資を含む。以下12-1-3において同じ。)又は分割法人の株式を有しているときにおける法第61条の2第4項《合併及び分割型分割による株式割当等がない場合の譲渡利益額又は譲渡損失額の計算》に規定する株式割当等を受けたものとみなされる自己の株式につき、法第2条第17号の2《定義》の規定により同条第17号ムの規定に準じて計算するときの「自己の株式の帳簿価額に相当する金額」は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる価額となることに留意する。</u> (1) <u>適格合併又は適格分割型分割の場合 法第61条の2第2項《有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入》に規定する「合併の直前の帳簿価額に相当する金額」又は同条第3項に規定する「分割型分割の直前の分割純資産対応帳簿価額」</u> (2) <u>適格合併に該当しない合併又は適格分割型分割に該当しない分割型分割で合併法人の株式又は分割承継法人の株式のみが交付される場合 (1)に掲げる金額と法第24条第1項《配当等の金額とみなす金額》の規定により計算される利益の配当等とみなす金額との合計額</u>

改 正 後	改 正 前
	(3) (1)又は(2)以外の場合 <u>当該株式割当等を受けたものとみなされる自己の株式の法第 62 条第 1 項後段《合併及び分割による資産等の時価による譲渡》の規定による合併又は分割の時の価額</u>

三十二 特定資産に係る譲渡等損失額

改 正 後	改 正 前
(名義株がある場合の特定資本関係の判定) 12-2-1株主名簿、社員名簿又は定款に記載又は記録されている株主等 (圧縮記帳を適用している資産に係る帳簿価額又は取得価額) 12-2-3<u>積立金</u>..... (資産の評価損の損金算入の規定の適用がある場合の帳簿価額) 12-2-4 13-2-1 《連結法人が他の連結グループに加入する場合の資産に係る時価評価》の場合において、法第 61 条の 12 第 1 項《連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益》又は第 62 条の 9 第 1 項《非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益》の規定により損金の額に算入した評価損の金額につき法第 62 条の 7 の規定が適用された場合についても、同様とする。	(名義株がある場合の特定資本関係の判定) 12-2-1株主名簿又は社員名簿に記載されている株主等..... (圧縮記帳を適用している資産に係る帳簿価額又は取得価額) 12-2-3<u>引当金又は目的積立金</u>..... (資産の評価損の損金算入の規定の適用がある場合の帳簿価額) 12-2-4 13-2-1 《連結法人が他の連結グループに加入する場合の資産に係る時価評価》の場合において、法第 61 条の 12 第 1 項《連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益》の規定により損金の額に算入した評価損の金額につき法第 62 条の 7 の規定が適用された場合についても、同様とする。

三十三 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の時価評価損益

改 正 後	改 正 前
<u>第 3 節 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の時価評価損益</u> <u>(時価評価資産の判定における資本金等の額)</u> <u>12-3-1 連結法人が法第 62 条の 9 第 1 項《非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益》に規定する時価評価資産を有するかどうかを判定する場合における令第 123 条の 11 第 1 項第 4 号《時価評価資産から除かれる資産の範囲》に規定する「資本金等の額」は、法第 62 条の 9 第 1 項に規定する非適格株式交換等の直前の時の連結個別資本金等の額となることに留意する。</u>	(新 設) (新 設)

三十四 時価評価法人

改 正 後	改 正 前
(連結事業年度における時価評価法人の判定) 13-1-1<u>法第 61 条の 11 第 1 項第 5 号</u>..... (注) (時価評価資産等の判定における<u>資本金等の額</u>) 13-1-2<u>資本金等の額</u>.....<u>連結個別資本金等の額</u>..... <u>資本金等の額</u>.....<u>連結個別資本金等の額</u>.....	(連結事業年度における時価評価法人の判定) 13-1-1<u>法第 61 条の 11 第 1 項第 4 号</u>..... (注) (時価評価資産等の判定における<u>資本等の金額</u>) 13-1-2<u>資本等の金額</u>.....<u>連結個別資本等の金額</u>..... <u>資本等の金額</u>.....<u>連結個別資本等の金額</u>.....

改	正	後	改	正	前
.....					

三十五 連結納税への加入等に伴う資産の時価評価損益

改	正	後	改	正	前
(連結納税への加入に伴う時価評価資産に係る時価の意義)			(連結納税への加入に伴う時価評価資産に係る時価の意義)		
13-2-2			13-2-2		
(1)			(1)		
(2)			(2)		
.....地価公示法第8条《 <u>不動産鑑定士の土地についての鑑定評価の準則</u> 》			地価公示法第8条《 <u>不動産鑑定士等の土地についての鑑定評価の準則</u> 》		
(3)			(3)		
(4)			(4)		
(5)			(5)		
イ <u>令第14条第1項第1号から第6号まで</u>			イ <u>令第14条第1項第1号から第7号まで</u>		
ロ <u>同項第7号及び第8号</u>			ロ <u>同項第8号及び第9号</u>		
(注)			(注)		
(時価評価時に時価評価資産から除かれる資産を判定する場合の <u>資本金等の額</u>)			(時価評価時に時価評価資産から除かれる資産を判定する場合の <u>資本等の金額</u>)		
13-2-5			13-2-5		
..... <u>資本金等の額</u> <u>連結個別資本金等の額</u>			 <u>資本等の金額</u> <u>連結個別資本等の金額</u>		
.....					